明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三六五）　二
○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六六）　四
〔省　令〕
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令
（厚生労働一六二）　六
○次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（同一六三）　一三
○農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（農林水産七九）
〔規　則〕
○人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を改正する人事院規則
（人事院一四―五―五）　一六
〔告　示〕
○農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産大臣の定める面積及び農林水産大臣の定める特別の事情を定める件の一部を改正する件（農林水産二四三一）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一七
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
型式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告、地方職員共済組合役員の異動関係　四
会社その他
会社決算公告　五

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三六五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年一一月一日から施行することとした。

◇農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六六号）（農林水産省）

1　農業委員会の委員の定数の基準

農業委員会の委員の定数の基準は、農業委員会の区域内の農業者の数及び農地面積並びに農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の有無に応じて定める数以下であることとした。（第五条関係）

2　農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村

農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村は、次のいずれにも該当する市町村であることとした。

(1)　当該市町村の区域内の遊休農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が一〇〇分の一以下であること。

(2)　当該市町村の区域内において認定農業者等がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が一〇〇分の七〇以上であること。

(一)　農林水産大臣は、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する市町村を公告しなければならないこととした。（第七条関係）

3　農業委員会の推進委員の定数の基準

農業委員会の推進委員の定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を一〇〇で除して得た数以下であることとした。（第八条関係）

4　その他

市町村の廃置分合又は境界変更があった場合の措置その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。